

旧中辺路陶芸館物品売払仕様書

本仕様書は、旧中辺路陶芸館の使用済不用物品の売り払いに関するものです。

本売払契約に関しては、田辺市契約規則、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認の上入札してください。

1. 対象物品について

対象物品は、別紙一覧のとおりです。

物品はすべて現状有姿での引渡しとし、キズや汚れ、破損、修理が必要な物品があります。

物品は、令和元年(2019 年)まで使用していましたが、以降駆動及び作動確認をしていないので従来の性能、安全を保証できません。また、故障等の有無不明のため専門家による調整や修理を要することが想定されますが、修理費用等について田辺市は一切負担しません。

2. 物品の下見について

下見会を次の日程で開催します。

- ・日時：令和8年8月24日（月）午前10時00分～正午
- ・場所：田辺市中辺路町栗栖川844番地の33 旧中辺路陶芸館

入札に参加を希望される方は、必ず下見を行ってください。ただし、物品保管場所の旧中辺路陶芸館は電気、水道が停止していますので物品の駆動及び作動確認はできません。

また、照明が点灯しませんので館内では足元に注意し、必要に応じて懐中電灯等をご持参ください。そのほか水道が使えないため手洗いやトイレの使用ができません。

下見には、下見確認書(様式3)に必要事項を記入しご持参ください。田辺市職員が立ち会い、下見確認書に署名します。

下見会に参加できない場合は、下記9. の問い合わせ先に連絡ください。

3. 入札参加申込について

申込は次の書類を下記9. の窓口に提出してください。

- ・旧中辺路陶芸館物品売払入札参加申込書(様式1)
- ・誓約書(様式2)
- ・下見確認書(様式3) 立会いの田辺市職員の署名があるもの
- ・法人にあっては履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し(発行後3か月以内のもの)
- ・個人にあっては現住所、氏名が確認できる書類等の写し(運転免許証やマイナンバーカード等のコピー)
- ・転売等、古物営業法の対象となる取引で使用する場合は、古物商許可書(行商する)の

写し

※郵送、電話等での申し込みは、受け付けません。

4. 入札について

(1) 入札申込者以外の代理人が入札に参加される場合は、委任状(様式4)を作成しご持参ください。

(2) 入札書(物品買受申込書)は電動ろくろとそれ以外の2枚あります。入札する物品の入札金額欄に金額を記載してください。違う種類の物品を入札する場合はそれぞれの入札金額欄に金額を記載してください。なお、金額を訂正した入札書は無効です。

入札しない物品の入札金額欄は空欄のまま提出ください。

入札金額すべて空欄の入札書(物品買受申込書)は提出の必要はありません。

入札書(物品買受申込書)は封筒に封入する必要はありません。

(3) 物品番号8電動ろくろの入札については、現品1台ごとの入札とします。複数台を希望する場合は、それぞれの入札金額欄に金額を記載してください。

電動ろくろ13台のうち入札のなかった電動ろくろは、電動ろくろを落札できなかった者及び電動ろくろ希望数量を落札できなかった者で、入札日当日に再入札を行い入札希望が無くなるまで繰り返します。

再入札用の入札書は再入札時に配布し、出席者の署名をもって入札していただきます。

(4) 入札会場への入室は、個人・法人いずれの場合も1名のみとします。

5. 契約日及び契約金額の納付について

契約日は、田辺市が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱要領に係る審査の後、落札者に通知します。

落札者は、契約日に印鑑(入札参加申込書に使用したもの)をご用意ください。

契約金額(落札価格)の納付は、契約日にお渡しする納付書で指定金融機関等に納付期限までに納付してください。

6. 引渡し条件について

すべての物品は、現状有姿にて引渡しを行います。このため、故障及び瑕疵について、田辺市は一切の責任を負いません。

取外し搬出運搬作業は落札者において行ってください。取外し搬出運搬作業、その他引渡しに係る事故や破損(建物含む)、費用等は、すべて落札者の責任及び負担となります。

引渡しは、田辺市職員の立ち会いの下に行いますので、契約金額(落札価格)を納付した指定金融機関等の領収印のある領収書と、物品受領書(様式5)を作成しご持参ください。

7. 引渡し日時と場所について

日時：落札者(買受人)と調整の上、契約の日から60日以内に引渡しの日時を決定します。

場所：田辺市中辺路町栗栖川844番地の33 旧中辺路陶芸館

※ 電気、水道(トイレ等)は使用できません。

8. その他の注意事項

- (1) 現状有姿での引き渡しのため、田辺市は、一切の契約不適合責任を負わず、返品、異議の申し立てはできません。
- (2) 落札決定後の異議申し立ては一切応じません。また契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めません。
- (3) 本売払契約締結後の物品について、田辺市は一切の責任を負いません。
- (4) 参加者及び落札者を特定する情報を除き公表する場合があります。

9. お問い合わせ先

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所

商工観光部 観光振興課 地域観光係 丸山

TEL: 0739-26-9929 FAX: 0739-22-9903

E m a i l : kankou@city.tanabe.lg.jp